

桐生市立黒保根学園 ホームページ運用規定

1 目的

本校児童生徒の学習活動及び教育活動を公開し、地域の方々や広く一般に発信することにより、関係者の理解と協力を得ることを目的とする。また、特色ある本校の情報発信を行うこと。

2 ホームページの管理・運営

- (1) ホームページの管理責任者は学校長とし、ホームページに掲載されたすべての情報に責任を負う。
- (2) ホームページの作成責任者は教頭並びに情報主任とする。
- (3) 各責任者は、ホームページが適切に運営されるよう、必要な措置をとる。
- (4) ホームページの更新は本校の全職員が行うことができる。ただし、作成にあたっては、管理職の許可を得ることとする。

3 掲載内容及び禁止事項

- (1) ホームページへの掲載内容は、1の目的に沿ったものとする。
- (2) ホームページの健全な管理・運営を行うため、以下の内容は掲載禁止とする。
 - ① 公序良俗に反するもの
 - ② 虚偽を含む情報
 - ③ 営利を目的とするもの
 - ④ 個人や団体を誹謗中傷するもの
 - ⑤ ネットワークの正常な運営を妨害するもの
 - ⑥ 学校の運営に支障をきたすもの
 - ⑦ その他、法令及び規則等に違反するもの

4 個人に関する情報の保護

個人に関する情報（特定の個人が識別され、または、識別され得るもの）を当ホームページに掲載・公開する場合には、本人の同意（児童生徒にあつては保護者の同意）がある場合または教育活用の目的を達成するために必要不可欠であると学校長が認める場合とする。また、不利益を被ることがないように、必要な策を講じる。

本ホームページに記載された個人情報転載することは禁止する。

5 公開情報の修正・削除

ホームページ上に既に公開されている情報について、関係者から修正・削除等の要求が出された場合、それについて管理責任者は、速やかに適切な措置を講じることとする。

6 公開の際に厳守すべき事項

- (1) 児童生徒及び保護者や職員など個人の人権を侵害したり、著作権を侵害したり、その他法律に触れたりすることのないようにする。
- (2) ホームページに掲載した内容について、本人、保護者、関係者等から内容の訂正又は削除の要請、著作権侵害の指摘等を受けた場合は、管理責任者の指示により速やかに対応する。

7 児童生徒への指導の配慮

- (1) 教職員は、人権尊重、個人情報の保護、著作権等に配慮するとともに、インターネットにおける基本的モラルに留意し、児童生徒の情報モラルの育成を図る。
- (2) 教職員は、インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

8 著作権

本校ホームページに掲載されている文章、写真、作品などの著作権は、全て桐生市立黒保根学園に帰属するものとする。

9 運用規定の明示

本運用規定は、ホームページ上に明示するものとする。

附則

- 1 本規定は、令和4年5月16日より、これを施行する。